

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「障害者差別解消法」についてお伝えします。



○民間事業者に対する対応指針とは

各省市などにおいては、所管する民間事業者に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即した、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めております。

ここでは、総務省の指針の一部を紹介していきます。

○障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮などの具体例

1 不当な差別的取扱いに当たする具体例

- ・障害を理由として、次の取扱いを行うこと。
- ・窓口対応を拒否または対応の順序を後回しにすること。
- ・資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席などを拒むこと。
- ・客観的に見て、人的体制、設備体制が整っており、対応可能で

あるにもかかわらず、来訪の際に付き添い者の同行を求め、または他の利用者と異なる手順を課すなど、正当な理由のない条件を付すこと。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- ・合理的配慮を提供などするために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況などを確認すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮の具体例

- ・障害者用の駐車場について、障害者でない者が利用することのないよう注意を促すこと。
- ・事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げなどの補助をし、または段差に携帯スロープを渡すこと。
- ・目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- ・移動に困難のある障害者の動線を確認するために、通路の拡幅やレイアウト変更を行うこと。
- ・配架棚の高い所に置かれたパンフレットなどを取って渡すこと。
- ・パンフレットなどの位置を分かりやすく伝えること。
- ・事業者が管理する施設・敷地内において、聴覚過敏の障害者のために机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な障害者のために掲示物などの情報量を減らすなど、障害者の障害の特性に応じて、個別の事案ごとに対応すること。
- ・疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くの長椅子などに臨時の休憩スペースを設けること。

※次回も引き続き「障害者差別解消法」についてお伝えします。

村民みなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係